

北海道サケネットワーク規約

(名称・所在地)

第1条 この会は「北海道サケネットワーク」(以下「ネットワーク」という)と称し、事務局を事務局長の所属する会員(法人・団体)の住所に置く。

(目的)

第2条 この会は、サケと人との関わりを考え、サケをシンボルとして「豊かなふるさと」を守り伝える運動の連携及び継続的な発展を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 会員相互の情報交換
- (2) 研修事業の実施
- (3) 会員活動の連携と支援
- (4) その他この会の目的達成に必要な活動

(会員)

第4条 会員は、この会の目的および活動に賛同する法人・団体をもって構成する。

- 2 会員は正会員及び特別会員で構成する。特別会員は、研究機関及び教育機関並びに指導機関とする。

(経費)

第5条 この会の活動に必要な経費は、正会員の年会費及び事業参加費並びに寄付金などをもって充てる。

- 2 正会員の年会費は、1団体3,000円以上とする。

(役員)

第6条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
 - (2) 副代表 1名
 - (3) 事務局長 1名
 - (4) 事務局次長 1名
 - (5) 幹事 若干名
 - (6) 監事 2名
- 2 役員は総会で選任し、代表、副代表、事務局長、事務局次長、幹事、監事の役職選任は役員相互による。
 - 3 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
 - 4 この会に顧問を置くことができる。

(総会)

第7条 定期総会を年1回春期に開催する。また、臨時総会を開催することができる。

2 総会の決議は出席者の過半数をもって行う。

(会計年度)

第8条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

付則

1 この会則は2006年11月18日から施行する。

2 この会則は2007年11月17日から施行する。

3 この会則は2014年10月18日から施行する。

4 この会則は2017年5月27日から施行する。

5 この会則は2018年5月26日から施行する。